
株式会社モダリス

第5回定時株主総会における質疑応答について

2021年3月30日開催の当社第5回定時株主総会において、株主様からいただいたご質問と当社からのご回答を紹介させていただきます。

本ご質問とご回答は、広く株主様に内容をお伝えすることを目的に、文書化にあたっては内容をご理解いただくため、表現の補足や編集を行った概略版でありますことを予めご了承ください。なお、2021年3月12日付のお知らせ「第5回定時株主総会当日のご案内について」に記載しておりますとおり、質疑応答の内容についてのみをお知らせするものとなり、株主総会の模様について動画の配信はございません。

ご質問1：MDL-101について、これまでの動物試験では免疫反応が無いとのことだが、ヒトに投与する場合も免疫抑制剤の投与は必要ないか。

ご回答1：免疫抑制の同時投与が必要と考えています。

予防的なことも含めて、ウイルスベクターによる遺伝子治療については一般的に行われています。

これは、ウイルスベクターに入っている分子だけによる免疫反応ではなく、ウイルス自体による免疫反応も起こり得ることで、一般的に例えば、プレドニゾロンなど同時に投与されるプロトコールが使われており、おそらく当社もそのような投与を同時にしていくことになると考えています。

ご質問2：プレドニゾロンではなく、もう少し強いタクロリムスだとか、そういったものではなく、ステロイド程度でよいのか。

ご回答2：免疫抑制剤の種類について、現在、一般的なプロトコールで使われているのはプレドニゾロンですが、当社が臨床を実際にやっていく前にはどの免疫抑制剤が一番適当な強さであるか検討してまいります。

現在はプレドニゾロンを想定していますが、実際にはもう少し強いものになる可能性も十分にあり得ると考えています。

ご質問3：MDL-101について、本来は昨年にライセンスアウトするタイミングだったが、今年の前半ではなく後半になっている理由の妥当性はどうか。

ご回答3：昨年の段階でライセンスアウトする想定では、サル試験の実施前であり、マウスの試験の段階でライセンスアウトする想定をしていました。

マウスの試験結果からライセンスアウトいただける可能性のパートナー候補もありましたが、当時はまだ当社の企業価値に大きく貢献する条件ではなく、サル（サル）の試験を実施した後にライセンスアウトすることによりバリューアップできると判断しました。

現在、サル（サル）の試験は20週まで完了しており、データ解析をしています。このデータを詳細に解析した結果の方が、恐らくパートナー候補に有効なパンチ（交渉材料）になると考えており、十分なデータと詳細な解析を行った上でパートナー候補とお話や交渉を再開してまいります。

こうしたスケジュールを考えると、現実的にライセンスアウトのタイミングは年の後半になると考えています。場合によっては、もう少し早くなることも考えられますが、現実的には後半が妥当と考えています。

ご質問4：事業の中でお金を使えばそれだけ赤字が膨らんでしまう可能性があるビジネスだと理解しているが、開発を進めていくために積極的に資金を使う、積極的な研究開発等に向かう可能性はどうか。

ご回答4：当社でも選択肢の一つとして、確かにもう少し大きな研究開発の投資をした方がより多く果実を得られるのではないかと考えています。一方で当社は財政規律も大事だと考えています。

この財政規律を実現させるため、このパートナーからいただくライセンス収入とのバランスを踏まえ、適正なレベルで研究開発投資の配分を考えていきたいと考えています。

一旦、赤字でもいいからバンバン投資をやるとなると財政規律がなくなりますが、当社はそれを望んでおりません。一方で価値を生み出すところには、積極的に投資をしていきたいとも考えています。ただし、あくまでも一定の規律の中で、効率的な研究開発への投資を行ってまいります。

ご質問5：第2号議案の事後交付型株式報酬について、有償型ストックオプションを使わずにこちらを使っている理由はなぜか。また付与の株数について、森田社長が非常に少なく、合計8,600株のうち社外取締役の分が7,000株であるということから、全体的にインセンティブだと、もう少しボリューム感があっても良いのではないかと思う。さらに今後、従業員にも同じプログラムを入れていく理由は何か。

ご回答5：事後交付型株式報酬（RSU）を導入した背景は、当社の従業員の多数が米国にすることが大きな理由です。

米国では、有償型ストックオプションとRSUの導入状況を比較すると、現在、RSUの方がトレンドとして多く、その背景としては税制面などで使いやすいと理解しています。日本ではもしかしたら有償型のストックオプションがメジャーかもし

れませんが、米国の状況を考えて RSU を選択しました。

取締役への付与については、中長期的な企業価値の持続的な向上と株主の皆様との価値共有を目的に行いますが、私（森田）は既に大きな株主であることから、さらに RSU を付与してもインセンティブ性は小さく、そのためにボリュームを抑えています。一方でジョセフ・マックラケン取締役と竹田取締役は、現金報酬をほぼ受け取っておらず、今回の RSU の付与により株主様と目線を合わせることで、また会社の未来にコミットして職責を果たすため、ボリュームを手厚くすることによりインセンティブが非常に大きく働くと考え、このような配分としました。

また当社は RSU を含めて、インセンティブプランは非常に大切だと考えています。なぜならば、当社の研究を動かしているのはあくまでも研究員であり、今、バイオテック業界には非常に大きな投資資金が流れている関係で、良い人材を採用することは競争を超えて戦争となっています。人材を確保するためには、魅力ある制度を導入し、また単純なキャッシュではなく株主様と目線を合わせてやっていくような報酬制度とすることが重要だと考えており、RSU を導入することとしております。

ご質問 6：昨今、日経新聞の方で 2020 年 9 月 1 日から 9 月 16 日にかけて片山晃氏が制度ロックアップ期間中に 60 万株を売却した件について、片山氏から迅速に対応があり 4 億 8000 万円補償するとの話があった。4 億 8000 万円以上に、私たちは大きな信頼を失ったと心配している。ここで合意しても良いのか、もう少し粘った方がいいのではないか。

ご回答 6：まず 4 億 8000 万円について、当社がプレスリリースで発表した内容の通り、全面的な解決の対価とはしておりません。

当社としては更なるダメージが当社に生じた場合は何らかの法的なアクションを起こす権利を引き続き留保しております。この 4 億 8000 万円は、片山氏側からのボランティアな(自発的な)支払いであると当方は理解しています。

また、この支払いは、片山氏から株主様が受けた不利益を当社が代表して補償として受け取る性質のものでもないことも申し添えておきます。当社も株主の皆様と同じように片山氏の当該違反行為による甚大な影響を受けており、当社は 4 億 8000 万円について片山氏から受領する相応の理由があると考えております。

一方で、受領した 4 億 8000 万円を当社が最も有効に活用する方法は何か、結果的に株主様を含めたステークホルダーの利益になるためにはどうしたら良いかを考えたときに、その用途を当社の事業の本分である研究開発への投資として進めていくことであろうという結論に至っております。

なお、当社は本件に係るコンプライアンス上の違反も、瑕疵も、怠慢もこれまでに一切無いものと考えており、今後も無いようにきちんと対応をしております。

ご質問7：会社に瑕疵はない、コンプライアンス上も問題ないと言うことは分かったが、それにしてはロックアップ違反問題があってから半年が経ってその事実が公表されて、御社の決算管理体制あるいは内部管理体制が脆弱に感じる。研究開発が第一だと言うことは理解しているが、上場会社なのでその辺の内部管理体制についてももう少ししっかりやってほしい。それについて見解をお聞きしたい。監査等委員についてはこれについてどのような見解であるか聞きたい。

ご回答7：本件に関して、まず当社は適切な対応を行ってきましたが、売却を知り得ることもできず、また売却を止める手立ても持たず、また違反に対するペナルティもない制度に驚いております。

株主および保有株数は、年度末に株主名簿管理人である信託銀行にて集計を行って確定した株主名簿により把握することができます。名簿確定を追加行うことは不可能ではありませんが、予め株主名簿管理確定日を事前通告し、かなり大きな費用を要しますので、リアルタイムで株主および株式数を把握するのは現実的では無いと考えます。また12月末確定時の株主および株主数は、断面の値であるので、確定時と確定時の間の異動を知ることができません。

また制度ロックアップの場合、上場前からの各株主様について証券会社の口座に株が入庫されますが物理的にロックアップがかからないということに当社も驚いています。おそらくこのような管理は当社の株式公開に固有の話では無く、一般的な上場時の管理では無いかと考えます。

さらに本件の処罰の根拠となる法律は無く、東京証券取引所の規約であると理解しておりますので、定まった対処法も無いのが現状であると考えます。

従って、当社としては売却を知ること、止めることも、参照すべき法規制もないことから、本件は当社の内部管理体制に関わらず、慣習や制度の問題であると考えています。

しかしながら、当社では株主様の心を痛めていることは十分に理解していますので、適切な対処をしていくと同時に、内部管理体制については今後より一層強化していきたいと考えております。

（嶋根常勤監査等委員より）

常勤監査等委員として、毎週開催される執行役員会に参加するなど常に業務の執行状況を確認しており、本件についても発生を確認後、速やかにCFOに対して状況と対応の確認を行いました。その内容については、議長からの説明にもあったとおり、昨年途中の段階では株式の保有状況は知り得ることができないものであり、当社の内部管理体制に瑕疵も怠慢も無かったことを確認しています。

ご質問8：ロックアップについて罰則規定がないので罰することはできないと思うが、金商法の罰則事項に抵触していると考えている。ロックアップで罰することができないならば、金商法で罰するしかないと思う。モダリスが、証券取引等監視委員会に協力する、働

きかけることがあっても良いかと思うが、その点はどう考えているか？

ご回答8：当社は、事件が発生してから、すぐに主幹事証券会社、東京証券取引所とコミュニケーションをとり、これまでも然るべき手段が無いか、かなり詳細に検討をしてきました。その中で金商法への抵触を含めて何らかの働きかけができないかということも常に当社の視野の中に入っています。

また先ほども申し上げたように、当社は4億8000万円の受領によって本件が全面解決したとは考えておらず、あらゆる可能性について検討して、然るべき手段を今後もしも取り続けていくと考えています。

以上